

加東市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和2年度定期監査（3月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和3年4月26日

加東市監査委員 高 橋 優
加東市監査委員 小 西 勝 之
加東市監査委員 壺 井 弘 次

令和2年度定期監査（3月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年3月25日において、令和2年度3月期（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）における、総務財政部管財課、同部税務課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和2年度3月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【総務財政部 管財課】

1 監査の結果

管財課は、契約係と財産管理係で組織している。

職員構成は、同課に正規職員6人、フルタイム会計年度任用職員2人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計10人である。

同課の1件50万円以上の業務委託数は28件であり、契約方法は制限付一般競争入札5件、随意契約は23件となっている。

随意契約を地方自治法施行令第167条の2第1項に規定される随意契約の根拠区分ごとにみると、第1号（少額の契約）4件、第2号（その性質または目的が競争入札に適さない契約）12件、第3号（シルバー人材センター等との特定随意契約）2件、第5号（緊急の必要による契約）4件、第6号（競争入札に付すことが不利である契約）1件となっている。

業務委託に関する契約書等を確認したところ、適正に処理されていた。

本市における令和2年度入札執行状況（令和3年2月末現在）において、入札不調件数は203件中10件となっている。

電子入札について、今年度から本格的に実施されており、工事案件における電子入札率が94%となっている。

工事検査の体制整備について、令和2年度に原課とともにマニュアルを作成

し、令和3年度以降は、一部工事について原課が工事の管理を行い、他課が検査する体制を整える予定であると報告があった。

令和元年度決算審査の意見である、自動販売機の設置手数料を雑入で収入していた件について、第97回加東市議会定例会において加東市行政財産の使用料徴収条例を改正し、令和3年度以降は使用料で徴収することとした。

令和3年2月末現在の公用車の台数は132台（地区分団車両77台除く。）で、その内訳は、一般会計分105台、介護保険保険事業特別会計分8台、水道・下水道事業会計分7台及び病院事業会計分12台である。

2 意見

業務委託に関する契約書等を確認したところ、随意契約が多数を占めているが、本当に随意契約しなければならないか判断したうえで契約するよう心掛けていただきたい。

入札不調件数は、昨年度よりも減少しているものの入札不調にならない設計単価となるよう、原課に指導していただきたい。

電子入札は、対面での入札とならないことで、競争の促進に大いに意義があると考えられるが、個人店舗等、電子入札に不慣れな者に対する対応も考える必要がある。また、物品及び役務提供の案件については、令和3年1月から実施しているため、電子入札率が15%にとどまっているが、来年度は90%以上となるように期待したい。

自動販売機の設置手数料を、令和3年度以降は使用料で徴収することとした積極的な取組を評価したい。

公用車について、数台リース契約されているものがあるが、基本的には購入して長期間使用することが、経費削減の観点から望ましい。また、公用車の買替えを検討する際に走行距離は重要な指標となるため、把握するようにしていただきたい。

交通事故等で職員が市の管理する物品を亡失又は損傷した際に、故意または重大な過失がない場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく損害賠償請求権の行使をしない決定を行うことを検討いただきたい。

また、相手方に対し損害賠償を行った際にも、同様の場合は国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく求償権の行使をしない決定を行うことを検討いただきたい。

物品及び土地の売却は、取得時の価格に近い価格で行うのが原則である。不要になった時点で速やかに現金化するよう努めていただきたい。

【総務財政部 税務課】

1 監査の結果

税務課は、主に市税の賦課及び徴収に関する業務を担っている。

職員構成は、同課に正規職員 16 人、パートタイム会計年度任用職員 6 人の合計 22 人である。

市税として、市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、都市計画税及び入湯税を課している。

個人住民税については、景気の長期にわたる回復の持続により、有効求人倍率が全都道府県で1倍を超えるなど、雇用状況の着実な改善により、22,000千円の増額とした。

法人市民税については、均等割は昨年度の実績見込みにより、7,750千円の増額とし、税割については、令和元年10月以降に開始する事業年度から税率が9.7%から6%に改正される影響を見込み、55,195千円の減額とした。

固定資産の土地については、時点修正等により減額となるが、新增築家屋及び事業所の設備投資等による増額を見込み、64,000千円の増額とした。

軽自動車税では、前年10月導入の環境性能割は、12か月分の収入を見込み、13,000千円の増額としている。種別割については、重課適用及び昨年度軽課適用車の本則課税による増額を見込み、2,000千円の増額としている。

令和3年2月末の市税収納状況（国民健康保険税含む）は、現年分91.33%（対前年同期1.30%減）、滞納繰越分15.22%（同2.22%減）、合計87.42%（同0.96%減）となっている。

令和3年2月末の滞納者への電話相談数は1,248回（前年同期1,427回）、分納誓約者は680人（同662人）、差押執行は76件（同270件）となっている。

平成30年度市県民税の課税誤りは、人的ミスによることが原因で発生した。再発防止に向け、来年度からRPAのライセンスを購入し、全庁的に作業の自動化を進めていくと説明があった。

令和2年2月1日から納期限までの任意の期間において、収入が前年同期比で20%以上減少している者を対象に新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例制度を実施している。この制度の利用は、185件あり、猶予総額は239,978,536円、収納済額は117,341,080円、収入未済額は122,637,456円である。

2 意見

滞納者の経済的理由を考慮する必要はあるが、無理のない範囲で納税していただけるよう対応をお願いしたい。

税金は市にとって重要な財源である。予算編成の際には国や県の統計資料等

を活用して、経済情勢を把握し、正確な歳入見込みを立てていただきたい。

市税の収納状況について、調定額と収納額に差が生じている。一度下がった収納率を再び上げることは困難だが、納税に前向きな人には親身に相談に乗り、悪質な場合には差押えを行うなど、滞納者に応じた対応を行い、収納率向上に努めていただきたい。

新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例制度を実施しているが、納税猶予件数が増加することで、滞納額がさらに増えることとならないように注意していただきたい。